

2023（令和5）年度 第2回 香美市人権のまちづくり審議会
議事録（概略）

- 1.開催日時：令和5年12月18日（月） 13：30～15：30
- 2.開催場所：香美市立ふれあい交流センター 2階会議室
- 3.出席委員：9名
- 4.欠席委員：2名

【協議事項 第2期人権教育及び啓発の推進に関する香美市行動計画後期行動計画（素案）について】

（事務局） 資料1「第2期人権教育及び啓発の推進に関する香美市行動計画後期行動計画（素案）第1章」の説明

（委員）

前の計画の第1章のところを、説明していただいた内容に変えるということでしょうか。また、2019年に策定した時に掲載していた市民のアンケート調査を今回は省くということで、章立てとして7章あったものが5章になるということも含めて、今の説明を受けたという形で理解してよろしいでしょうか。

（事務局）

そのとおりになります。

（委員）

P.1の表記でHIV感染者等のままになっている箇所がある。この箇所は感染症に変えないのでしょうか。また、その下の性的指向・性自認に性表現は加えないのでしょうか。

（事務局）

HIV感染者等を感染症に変えることと、性的指向・性自認に、性表現を加えるようにいたします。

（委員）

「世界人権宣言」のところで、「持って」という部分が漢字表記になっているが、国が訳したものではひらがな表記になっている。そのため、国に合わせた方がいいと思う。全体を通して、「持つ」という表記が漢字とひらがなが混在しており、統一した方がいいと思う。

また、P.3の計画期間についても、振興計画が平成38年度となっており、令

和に直した方がいいと思う。

(委員)

P.Iのところでロシアとウクライナの話が書いてあるが、現在はパレスチナの話もある。それも入れた方が2023年度に改定したイメージが出ると思う。

(事務局)

パレスチナの問題に関する報道も最近は多いので、検討するようにします。

(委員)

障害者の「害」に関する表記について、私が関係している障害者団体では団体名は漢字だが、内容についてはひらがなを使っている。香美市の方針としても、できたら「障害」ではなく「障がい」にしてはどうかと思う。

(事務局)

「害」に表記については計画書の理として、国の法律や制度を説明する場合は漢字で表記し、それ以外の人のことを指す場合はひらがなで表記することがルールになっている。その判断によるものと思われる。

(委員)

香美市が先進的に差別をなくす取り組みをされるのであれば、ひらがなで表記してもいいのではないかと思う。

(委員)

香美市の他の計画や高知県の計画では、この「害」についてどのように記載されているのでしょうか。

(事務局)

高知県の計画における障害者施策は漢字を使っている。市町村では漢字とひらがなの使い分けをしており、人を指す場合はひらがなになっている。また、「障害者」という表現も「障害のある人」や「障害のある方」に表現に変えつつあるほか、「障害児」の表現についても「障害をお持ちのお子さん」、「障害のある子ども」というように変えつつある。

(委員)

自分としては、「害」という漢字は嫌なものを指しているイメージがあることや、数年前からひらがなで表記しているところもあるということで、5年先を見据えた時には、「害」をひらがなで表記した方が良いと思う。また、国の法律関係は漢字で表記するとして、この計画書を香美市が今後活動していく、いい意味での読み物として捉えた時に、この点は柔軟に考えて香美市独自で判断の

もと、ひらがなに変わったという流れになればいいと個人的に思う。

(委員)

もっともな話だと思う。計画書は色々な方が見るものなので、そのような悪い解釈を生まないように、ひらがな表記にした方がいいと思う。

(委員)

策定の趣旨の部分は法令から引用している部分もあるため、国の表記に従っていただいて、香美市の行動計画にあたる部分はひらがなにするという使い分けができたらいいと思う。

(事務局)

基本的にはひらがな表記にして、名称として国の法令や計画名のような固有名詞である部分は漢字表記にするという方向でいきたいと思う。

(事務局) 資料1 「第2期人権教育及び啓発の推進に関する香美市行動計画後期行動計画(素案) 第2章、第3章」の説明

(委員)

全般的なところで、「現状と課題」という表記になっているが、現状と課題をどこで分けているのか。P.19には「本市としては」という表現もあるが、人権課題によってあるところとないところがある。これは課題の意味合いで「本市としては」と使っているのか、そういうことも含めて「現状と課題」の意味はどういう風に捉えたらいいのでしょうか。

(事務局)

現状は平成31年度以降に起きたことも加えて載せており、国の施策はそのまま載せて、香美市の施策は「本市では」という形で表現している。課題については、現状の文章の中に課題を載せている。例えば、子どものところにある「～が求められている」といった文章が課題になってくると思われる。

現状と課題でサビわけはしていないが、文章表現として現状と課題が書かれているものもあれば、現状のみ書かれているものもあるという状況である。

(委員)

俗に言うと、ざっくりしているので、分かる部分と分からない部分がある。計画を見直すという意味では、そのあたりの違いがもう少し出るようになればいいという思いがある。

(委員)

市の社会福祉協議会について、市の様々な施策に関わっていると思うが、その表現がない。計画書のどこかに載せるということはできないのか。

(委員)

あまりにも全般的に広く薄く取り組んでいるため、計画に載せづらいと思う。

(委員)

一般市民としては、社会福祉協議会がなぜ載っていないのかという疑問が生まれると思う。「行動計画の中にあるものは、社会福祉協議会も関わって活躍している」ということが少し入ってもいいように思う。

(事務局)

関係組織の一覧にも載っていないということで、ここに社会福祉協議会を載せるようにしたいと思う。また、人権擁護委員協議会とも関わりが深い。啓発のところに人権擁護委員に関する記載があったと思うので、その部分で社会福祉協議会のことも書けると思う。

(委員)

あまり個別に載せると限定的な活動に思われてしまう。もっと幅広くやっているため、そういう形で理解していただけるようにした方がいいと思う。

(事務局)

社会福祉協議会では貧困関係についての活動もされているということで、人権課題として貧困関係は抜き出していないが、事業の中には社会福祉協議会の活動が書けると思う。

(委員)

福祉関係では、障害福祉や生活困窮、生活保護の周辺に関する活動をしている。ただ、社会福祉協議会は前に出るのではなく、後ろで控えていた方が動きやすい。

(事務局)

関係組織には社会福祉協議会を載せた方がいいと思うが、どうでしょうか。

(委員)

載せなくていいと思う。

また意見として、関係組織の中でそれぞれの審議会や協議会で歴史などの違いがあると思うが、例えば「人権教育推進協議会」と「人権教育研究協議会」の違いは、市民の方にとっては分かりにくいと思う。

(委員)

社会福祉協議会の位置づけとしては、P.49の図の中で言えば、関係機関に該当するというイメージでしょうか。

(事務局)

福祉事務所の事務を委託先として社会福祉協議会にしている。委託を受けている場合は業務内容として、行政の位置づけになると思う。ただ、委託を受けていない部分の業務もあるため、そこは関係機関としての位置づけになると思う。

(委員)

実際の業務の多くは行政からの委託によるものである。それ以外では日常生活自立支援事業のような県の社会福祉協議会関係の業務や、自力で行っているものとして、介護保険に近い障害者の移動支援や同行援護も行っている。そのように色々と重なっているため、限定されると動きにくい点、そぐわない点がある。

(議長)

特別に載せなくてもいいということによろしいでしょうか。

(委員)

そのようにお願いします。

(委員)

謙虚におっしゃっていますが、重要な機関であることから計画書に載っていないければ、香美市では社会福祉協議会は何もしていないと思われるのではないかと思います。そのため、ぜひ入れていただきたいと思う。

(議長)

県や他の市町村ではどうなっているのか。

(事務局)

人権に関しては入れていないと思う。

(委員)

社会福祉協議会のPRという面では、「社協だより」がある。また、理事会、評議員会でPRしていくことで社会福祉協議会の実態が見えると思う。

(委員)

社会福祉協議会は行政からの委託を受けて、特に福祉関係の業務は多くされていますが、先ほどのお話にありましたように、一步引いてという思いも分かる。そのため、現状の位置づけのまま、あくまでも市が前に立って、福祉関係

の業務を務める1つの団体として、社会福祉協議会があるということだと思います。これを前に出してしまうと、特に社会福祉協議会が行う貧困関係の業務は活動しにくい部分が出てきてしまうと思う。

(議長)

関係団体という位置づけよりも、もう少し大事な位置づけであることが伝わるように、全部に絡んでいることが表現を工夫できたらと思う。

(委員)

P.49の図でいえば、企人連にも加入していることから企業・職場のほか、各種団体、行政、学校教育、地域と、市民以外のすべてに社会福祉協議会は関わりがある。このうちの何か1つに括られてしまうと、行動を狭くしてしまうといったイメージがある。

(議長)

大事なポジションではあるので、どういう風に社会福祉協議会が入ってくるのか、香美市としても今後ぜひ検討していただきたいと思う。

他にご意見はございませんでしょうか。特に学校関係は、人権課題の「子ども」など多く関わっていると思う。

(委員)

P.34のところ、小中学校における情報教育の取組の中に、PTAの活動があるが、ここに載せるべきものであるかどうかと疑問に思う。学校の現場では、道徳教育の中でインターネットに関する学習をしているように、もう少し現場に近いものが入ってもいいと思う。

(事務局)

この部分は9月に示した資料の中から、書きぶりを変えて載せているものである。その9月の資料の前段階には、各担当課でやっている事業の確認を行っており、そこから挙がってきたものを載せている。

(委員)

ネット宣言は、家庭の中でルールを作りながら、子どもがネットとどう付き合っていくのかを考えるというもので、香美と香南が1つのグループになって、県下的な取り組みとしてやっている。ただ、主体としてはPTAと一緒にやっているものである。学校が主体になるような取り組みもあるので、そこに触れるような形もどうかと思う。

(事務局)

今日審議していただいた後に、担当課に内容の確認をもう1度行う。その際に、皆さんの意見も伝えるようにするため、この部分で言えば、「学校が主にやっている事業もあるので入れてはどうか」と伝えるようにする。

(委員)

PTAと行政の連絡協議会が年に1回開催されているが、毎年テーマになっていることであるため、入れていただきたいと思う。

(事務局)

担当課にそのように伝えます。

(委員)

P.15の同和問題におけるインターネットに関する記載とP.33の記載が重なっているようにも思う。P.15の部分は、インターネットと同和問題が繋がっていることから今回新たに記載したものと思うが、前回から記載のあったP.33の内容と似ているところが気になる。

(事務局)

どこに書き込むかは悩んでいる。ただ、同和問題については現在インターネットでの被害が大きいので、新規に記載をしたものである。また、子どものところでも、子どもがインターネットを使ってはいけなくなっている時代ではなくなっているので、どう付き合っていくのか考えなくてはならないことから記載している。そして、インターネットは世代関係なく、誤った利用方法が被害を生むことから記載している。

そのように色々な人権課題と被っているが、同和問題の場合は、実態としてインターネットによる被害が大きな課題となっていることから、記載したところである。

(委員)

ただ、同和問題のところに2002年の「プロバイダ責任制限法」施行の記載があるのかどうかというところ。P.33にも出てきているので、P.15の部分の表現を少し変えたらいいという気はする。

ただ、事務局が言われたようにインターネットは全部の人権課題に違う意味で絡んできているので、そこをどこで表現するのか。そして、それに対する具体的な取り組みも書けるのかというところはある。

(委員)

インターネットによる人権侵害に関して言えば、学校の課題として情報のモ

ラルがある。GIGA スクール構想が始まって3年経つ中で、使いながらどう学んでいくのかということを経々とできるようになってきた。その中で発信する責任についても、入ってくるようになってくると思うので、学校にとってはこのような扱いでいいと思う。

(委員)

ネット問題はすべての課題に関わってきているので、特化するのではなく、このような表現でいいと思う。世間をみても、ネットが原因のものが多い。

学校のことで気になったことが、ネット宣言はPTAが主体でやっているのか。

(委員)

PTA 組織からスタートした事業であり、幡多が1番最初で、次に香美・香南と段々と県内に広まった。

(委員)

香美市内の小学校・中学校でやっていないようなところはあるか。

(委員)

香美市内にはないと思う。

(委員)

インターネットの話題があったが、ハラスメントも現在の人権侵害において最たるものと思う。インターネットは秘匿性が高いツールであることから、拡散して色々な問題が起きている。そのため、何度も啓発を行う必要があると思う。同時に、ハラスメントもインターネットと同等の扱いにして、行動計画に照らし合わせながら、推進してはどうかと思う。

(委員)

同和問題について、第1章の話にも戻ってしまうが、P.6の主な法令で同和問題は、2016年の「部落差別解消推進法」のみが記載されているのに対し、P.15の現状と課題では、「部落差別解消推進法」以前の法律についても詳しく触れられている。これらの法律を載せないと話が通らないと思うので、P.6にも「部落差別解消推進法」以前の法律を載せた方がいいと思う。同和問題の色々な歴史の流れで、現在の「部落差別解消推進法」があるということ意識するのであれば、入れた方がいいと思う。

(事務局)

同和問題は、たしかにその通りだと思う。ただ、終わった法律を載せることになれば、他の人権課題も同様にしなければならないと思う。あるいは、同和

問題に限っては、歴史を説明するために特別に載せるようにした方がいいのでしょうか。

(委員)

「同和問題をはじめとする人権課題」ということが高知県では言われてきたことから、その歴史的なところは残しておくべきだと思う。高知県は7つの課題から順番に増えてきたところもあるので、人権課題のところの同和問題は外せないように思う。

(委員)

今は統合されて1つの法律になっているが、年表としての役割を見た時に、他の人権課題に比べて、歴史がないように見えてしまっている。

(事務局)

P.6から載せているものは、現在もある法律をまとめている。同和問題に関しては、収束して昔にあった法律も大事であると考えて、P.15の現状に載せている。

(委員)

P.6にある年表の方がわかりやすいように思う。

(委員)

P.6とP.15は書いてあることが同じだと思う。平成14年に一般対策に移行した後、14年後の平成28年に新しく法律ができたことがしっかり書いてある。

そのため、私はこのままでいいと思う。

(委員)

問題がなくなったために法律が終わったが、政府がまだ解決していないというところで法律をもう1度作ったということか。

(委員)

その14年間は特別措置法の適用が一切なかった。それまでは地域改善事業など色々あったが、その間は何もなくて、またこのような形で出てきた。なぜ14年間もなかった理由についてはわからないが、今はこういう法律があるという説明でことが足りると思う。

(委員)

年表を見た時に、一般論にはなるが最近できた問題に見えてしまう。P.15にあるように、昭和40年代から取り組んできて、廃止等がありながら、現在の法律があるということが、説明書きがないとわからない年表になっている。

年表であることから、途中でこの法律が廃止になって、平成 28 年度からの「部落差別解消推進法」ができたという流れの方が、読む人にとってもわかりやすいのではないかと思う。

(事務局)

経過を示す年表ではない。

(委員)

そのことはわかりますが、一般の方に同和問題に関する法律がこれまではなく、最近新しくできた法律のように捉えられてしまうと、せっかくの行動計画の趣旨や目的が失われていくのではないかと思う。

(事務局)

P.6 からの年表は今現在、どの法律に基づいて人権対策をしているかということ伝えるものである。どうして人権課題があるかという説明をするためのものではない。また、過去の法律を入れるとなると、他の人権課題も同様にしなくてはならず、年表が煩雑になってしまうので、そのあたりのバランスを取らなければならない。

(委員)

そういう趣旨であれば、P.6 は現在ある法律ということにして、P.15 は表現を変えた方がいいと思う。現在の「部落差別解消推進法」の話から始めて、この法律に基づいて現在は施策を進めていることを述べた後に、それまでは経緯をたどると、こういうことがあったという流れにしてはどうか。

(事務局)

P.15 では、昭和 40 年から平成 28 年までの法律を書いてあるが、この 1 つ 1 つの法律の後に説明を付け加えるのでしょうか。

(委員)

1 つ 1 つの法律に説明を加えるのではなく、現在の法律に至るまでの経過を、現在の文章では結論になっている平成 28 年の「部落差別解消推進法」を頭にもってきて説明した後に、これまではこういうことがあったという表現にすることです。こういう経緯から、こういう風になったという表現はどうかということ。

(委員)

今、議論になっているのは、P.6 で同和問題が 1 つしか法律がなく、簡素に見えてしまっているが、同和問題だけ過去の法律を入れると、他の人権課題に

おける法律との整合性が取れなくなってしまうということではないでしょうか。

その解決方法として、用語解説に同和問題に関する法律を書いて、「詳細は P.15 に」という風にまとめてはどうでしょうか。

(委員)

先程の発言について、言い直したいと思うが、P.15 では 2 つ目の段落が「一般対策に移行しました。」で終わっている。それを区切らずに「一般対策に移行しましたが、今なお、同和地区出身者を差別する発言や同和問題への誤った意識を植え付ける「えせ同和行為」が問題となっており、そうした中で、平成 28 (2016) 年には～」という形にして、3 つ目の段落を朱書きになっている「インターネットを利用する際のルール」から始めるというのはいかがでしょうか。

(事務局)

2 つ目の段落に昭和 40 年代からの法律、3 つ目の段落に現在の法律がそれぞれ書いてあり、段落がわかれているため、法律の繋がりが見えなかったものを、段落を繋げることで昭和 40 年代から現在の法律まで繋がっているように見せるということでしょうか。

(委員)

これによって、P.6 にある現在の「部落差別解消推進法」ができるまでの流れが見えるようになると思う。

(委員)

P.15 の 2 つ目の段落にある「同対法」が「地対法」に、「地対法」が「地対財特法」に変わった経緯というのが、もしわかるようであれば教えていただきたい。

(事務局)

即答できませんが、経緯を計画書にも反映させた方がいいということでしょうか。

(委員)

紙面も限られていることから、簡単に書けるようであれば載せていただきたい。また、P.6 についてタイトルを「人権に関する主な法令等」から「人権に関する主な現在の法令等」に変えれば、先程まで議論になっていた年表のことが明確に伝わるようになると思う。

(事務局)

そのようにします。

(委員)

P.6の年表について、人権課題として1番最初に出てくる同和問題に関する法律が1つしかないというのは寂しい気がする。現在ある法律に限定して載せた結果、このようになることについて理解できるが、もし表現について工夫できるのであればお願いしたい。

また、インターネットによる人権侵害についても、人権課題の1つとして項目はあるが、それ以外の人権課題の中でも今起きている事象みたいなことを入れてもらうことで、全体的にインターネットとの関わりがあることが見えてくると思う。特に、被害者ではなく加害者になるような問題もあるため、そこを学校で取り組んでいる使い方、発信の仕方を学ぶような機会を計画の取り組みの中に入れていただきたいと思う。

(議長)

それでは、次に第4章と第5章の説明をお願いします。

(事務局) 資料1「第2期人権教育及び啓発の推進に関する香美市行動計画後期行動計画(素案)第4章、第5章」の説明

(委員)

尊重という表現が入った経緯について教えていただきたい。

(事務局)

今回、条例を作るにあたって、「人権のまちづくり条例」よりも「人権を尊重するまちづくり条例」であると思ったことから、尊重を付け加えた次第です。

(委員)

第5章の表で文字がセンタリングになっている部分とそうでない部分がある。また、令和がRとなっているところと漢字になっているところがある。こういうところは統一した方がいいと思う。

(委員)

同じく表のところで文章表現が異なっているところがある。

(事務局)

この部分は各課にもう1度確認をしてもらう予定である。各課に書いてもらうため、課によって令和の表記や文章表現が混在するため、パブリックコメントに掲載する前に事務局で確認するようにしたいと考えている。

(委員)

P.54 の人権作文集で、「階点」という誤字と思われる表記がある。また、人権の花運動では、「小中学校・保育園」と記載があるのに、児童としか表記されていない。中学校の場合は生徒、保育園は園児という表記になる。そのあたりの言葉尻を確認していただきたいと思う。

(委員)

P.51 で令和 10 年度の西暦が異なっているので、修正をお願いします。

以上